

習志野市長 荒木 勇 殿

習志野市へお願いいたします。
動物愛護管理法（但し略称、以下動愛法とします。）の
執行所管担当を置いてください。

動愛法で愛護動物に定められている動物の、習志野市の担当は、狂犬病予防法を執行する部署だけで、動愛法を所管していません。

市では、愛護動物を対象として、動物の管理と動物の愛護の両立をはかるため、市民から行政サービス実行の依頼などを受けた時、同市内に置かれている、千葉県の保健所に更に送り回しています。

愛護動物を対象とした、市政の施策措置に係る事態の対策に、県の権限では立ち行かない事例が起こります。

市民や市内の企業やそのほかの人々の日常に極めて身近な「ねこ」問題は顕著な例です。単なる愛玩動物としてだけでなく、命あるものであることにかんがみ、人との共生に配慮される愛護動物が市には多数います。一方で、人と人との対立や、人への迷惑侵害を予め抑止する「地域猫対策」等の施策措置実行などは市の役割です。

動愛法による告示（第140号）に示される通り、「動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援」を行うと共に、「地域住民に対する直接的な指導等では、すべての市区町村において役割が期待される」ことなどをうけて、同法の執行所管担当を、習志野市に置いてください。

そのほかの意見があるときは、別紙等に意見を添え、下記に連名等記名の上、習志野市へお願いいたします。

平成 年 月 日

氏名

住所

電話番号

